

規 則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十六号

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則（平成十三年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（一）及び様式第二号（二）中「㊦」を削る。

様式第四号中「あへせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県社会福祉総合センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。